



# 第105回

## 定時株主総会

# 招集ご通知

### 開催 日時

平成30年6月27日 (水曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)

### 開催 場所

東京都品川区東五反田  
二丁目18番1号  
大崎フォレストビルディング  
2階会議室

### 郵送及びインターネットによる議決権行使期限

平成30年6月26日 (火曜日)  
午後5時15分まで

# グループの経営思想について

## 経営理念

常に新しい価値を創造し、  
持続可能な社会の実現を  
希求して、人類の幸福に貢献します。

### <信条>

- 品格を重んじ、あらゆる事に  
日々公明正大に努めます。
- 一人ひとりの力を最大限に発揮し、  
自己の成長と共に社会の繁栄に  
努めます。

### <ビジョン>

世界中の人に必要とされる  
斬新で革新的な技術と  
商品を提供するグループを  
目指します。



## 目次

第105回定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

議決権の行使方法についてのご案内	5
------------------	---

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役14名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	17
第4号議案 買収防衛策のための 新株予約権無償割当ての件	19

(添付書類)

### 事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	42
II 会社の現況	56

連結計算書類	71
--------	----

計算書類	74
------	----

監査報告書	77
-------	----

### インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

●連結計算書類の連結注記表

●計算書類の個別注記表

当社URL <http://www.tskg-hd.com/>

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

株主各位

証券コード 5901

平成30年6月5日

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

**東洋製罐グループホールディングス株式会社**

取締役社長 中井隆夫

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、

**平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分までに**

議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1.	日時	平成30年6月27日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
2.	場所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 大崎フォレストビルディング2階会議室
3.	会議の目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第105期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第105期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役14名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件</p>
4.	議決権の行使方法についてのご案内	5頁から6頁に記載の「議決権の行使方法についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tskg-hd.com/>) に掲載させていただきます。

## 議決権の行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>平成30年6月27日（水曜日） 午前10時</p>	 <p><b>書面で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>平成30年6月26日（火曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>平成30年6月26日（火曜日） 午後5時15分完了分まで</p>
--	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

<p>議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 冊</p> <p>御中</p> <p>××××年 ×月××日</p> <p>○</p> <p>スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード</p> <p>○</p>	<p>こちらに議案の賛否をご記入ください。</p> <p>第1号議案、第3号議案、第4号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛成の場合 &gt;&gt; 「賛」の欄に○印</li> <li>● 否認する場合 &gt;&gt; 「否」の欄に○印</li> </ul> <p>第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全員賛成の場合 &gt;&gt; 「賛」の欄に○印</li> <li>● 全員否認する場合 &gt;&gt; 「否」の欄に○印</li> <li>● 一部の候補者を否認する場合 &gt;&gt; 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。</li> </ul>
--	--

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。  
パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。  
パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。

当期は、関係会社株式評価損など多額の特別損失を計上したことにより、123億25百万円の純損失となりましたが、当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としていることから、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額1,420,035,134円

なお、中間配当金として1株につき7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

### 2. 剰余金の処分に関する事項

今後の安定的かつ継続的な配当や自己株式の消却など、資本政策の選択肢を確保するため、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 14,000,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 14,000,000,000円

## 第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員(11名)は任期満了となります。

つきましては、多様な視点を経営に反映することによるグループ経営体制の一層の充実および取締役会の実効性の更なる向上によるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役1名を含む3名を増員し、取締役14名(うち社外取締役5名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	取締役会出席回数
1	なか い たか お 中 井 隆 夫	代表取締役社長 グループCSR推進委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長 再任	14回/14回 (100.0%)
2	まい だ のり まさ 毎 田 知 正	取締役専務執行役員 開発機能統轄 再任	13回/14回 (92.9%)
3	ご み とし やす 五 味 稔 康	取締役専務執行役員 秘書・CSR・法務・人材育成および グループリスク・コンプライアンス担当 再任	14回/14回 (100.0%)
4	ご ぶん まさ し 後 分 雅 史	取締役専務執行役員 経理・財務・情報システムおよび グループ情報管理担当 再任	14回/14回 (100.0%)
5	そえ じま まさ かず 副 島 正 和	取締役執行役員 経営戦略担当およびIR担当 再任	11回/11回 (100.0%)
6	むろ はし かず お 室 橋 和 夫	取締役執行役員 総務・人事担当 人事部長 再任	11回/11回 (100.0%)
7	あら い みつ お 荒 井 瑞 夫	取締役 再任 社外 独立	13回/14回 (92.9%)
8	こ ばやし ひで あき 小 林 秀 明	取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100.0%)
9	かた やま つた お 片 山 傳 生	取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100.0%)
10	あさ つま けい 浅 妻 敬	取締役 再任 社外 独立	14回/14回 (100.0%)
11	すず き ひろし 鈴 木 博	監査役 新任 社外 独立	—
12	おお つか いち お 大 塚 一 男	特別顧問 新任	—
13	すみ だ ひろ ひこ 隅 田 博 彦	執行役員 新任	—
14	お がさわら こう き 小笠原 宏 喜	執行役員 総務部長 新任	—

(注) 1. 取締役副島正和氏および室橋和夫氏は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は11回となります。

2. 監査役鈴木博氏は、本定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたします。

3. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

なお、取締役荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および監査役鈴木博氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、浅妻敬氏は、所属する法律事務所の方針により独立役員として届け出ておりません。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>なか い たか お <b>中井隆夫</b> (昭和27年4月1日生)</p> <p><span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">再任</span></p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 47,100株</p>	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成12年6月 当社資材部長</p> <p>平成15年6月 当社資材・環境本部資材部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役</p> <p>平成18年6月 当社執行役員 当社海外事業本部本部長</p> <p>平成20年6月 当社常務執行役員</p> <p>平成25年4月 当社専務執行役員 当社海外・マーケティング・調達管掌</p> <p>平成25年6月 当社取締役副社長 当社社長補佐</p> <p>平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 当社グループCSR推進委員長 現在に至る</p> <p>平成27年6月 当社グループコンプライアンス推進委員長 当社グループ環境委員長 現在に至る</p> <p>平成28年12月 当社グループリスク・コンプライアンス委員長 現在に至る</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 中井隆夫氏は、当社の代表取締役社長として経営を担ってきた豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>
2	<p>まい だ のり まさ <b>毎田知正</b> (昭和29年3月3日生)</p> <p><span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">再任</span></p> <p>取締役会への出席状況 13回/14回(92.9%)</p> <p>所有する当社株式の数 6,400株</p>	<p>平成20年4月 東洋鋼板株式会社執行役員 同社技術開発本部技術部長</p> <p>平成22年4月 同社化成品事業担当 同社製膜企画部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員 当社グループ開発戦略特命担当</p> <p>平成25年4月 当社常務執行役員 当社技術・事業開発担当</p> <p>平成27年4月 当社開発機能統轄 現在に至る</p> <p>平成27年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成28年4月 当社専務執行役員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・東洋鋼板株式会社取締役</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 毎田知正氏は、長年にわたる技術開発部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 2em; text-align: center;">3</p>	<p style="text-align: center;">ご み とし やす <b>五味 稔 康</b> (昭和30年 9月 3日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 15,000株</p> <p>取締役候補者とした理由 五味稔康氏は、長年にわたる人事・労務を主とした経営管理部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	<p>昭和53年 4月 当社入社</p> <p>平成16年 6月 当社管理本部勤労部部长</p> <p>平成17年 6月 当社管理本部勤労部部长</p> <p>平成19年 6月 当社生産本部川崎工場長</p> <p>平成22年 6月 当社執行役員 当社事業構造改革特命担当</p> <p>平成25年 4月 当社秘書・総務・法務・人事担当および コンプライアンス担当</p> <p>平成26年 4月 当社常務執行役員</p> <p>平成27年 4月 当社秘書・CSR・総務・法務・人事担当および コンプライアンス担当</p> <p>平成27年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成28年 4月 当社専務執行役員 現在に至る</p> <p>平成28年12月 当社秘書・CSR・総務・法務・人事担当および グループリスク・コンプライアンス担当</p> <p>平成29年 6月 当社秘書・CSR・総務・法務・人事管掌および グループリスク・コンプライアンス担当</p> <p>平成30年 4月 当社秘書・CSR・法務・人材育成および グループリスク・コンプライアンス担当 現在に至る</p>
	<p style="font-size: 2em; text-align: center;">4</p>	<p style="text-align: center;">ご ぶん まさ し <b>後分 雅 史</b> (昭和31年 4月11日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 13,820株</p> <p>取締役候補者とした理由 後分雅史氏は、長年にわたる経理・財務・情報システム部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	副島正和 (昭和40年11月23日生) 再任	昭和63年 4月 当社入社 平成22年 6月 当社管理本部経理部部長 平成24年 4月 Can Machinery Holdings, Inc.取締役 現在に至る 平成25年 4月 当社経理部長 平成27年 5月 当社経営企画部長 平成28年 4月 当社執行役員 現在に至る 平成29年 6月 当社取締役 現在に至る 当社経営戦略担当およびIR担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 11回/11回(100.0%)  所有する当社株式の数 300株	取締役候補者とした理由 副島正和氏は、長年にわたる経理・経営企画部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。
6	室橋和夫 (昭和38年 9月24日生) 再任	昭和61年 4月 当社入社 平成21年 6月 当社生産本部清水工場長 平成22年10月 当社生産本部静岡工場長 平成24年 4月 当社管理本部勤労部長 平成25年 4月 東洋製罐株式会社経営管理本部総務人事部長 平成27年 7月 同社経営管理本部人事部長 平成28年 4月 当社人事部長 現在に至る 平成29年 4月 当社執行役員 現在に至る 平成29年 6月 当社取締役 現在に至る 当社総務・人事担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 11回/11回(100.0%)  所有する当社株式の数 3,800株	取締役候補者とした理由 室橋和夫氏は、長年にわたる人事・労務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	あら い みつ お <b>荒井 瑞夫</b> (昭和20年9月16日生) 再任 社外 独立	昭和46年8月 大塚公認会計士事務所入所 昭和51年3月 公認会計士登録 現在に至る 昭和51年9月 税理士登録 現在に至る 昭和58年7月 大塚公認会計士事務所退所 昭和58年8月 荒井公認会計士事務所開設 同所所長 現在に至る 平成2年4月 國學院大學経済学部非常勤講師 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成27年3月 國學院大學経済学部非常勤講師退任
	取締役会への出席状況 13回/14回(92.9%)  所有する当社株式の数 0株	(重要な兼職の状況) ・公認会計士(荒井公認会計士事務所所長) ・オカモト株式会社社外取締役(監査等委員)
<b>社外取締役候補者とした理由</b> 荒井瑞夫氏は、公認会計士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
8	こ ばやし ひで あき <b>小林 秀明</b> (昭和20年12月19日生) 再任 社外 独立	昭和43年4月 外務省入省 平成7年1月 同省領事移住部審議官 平成7年4月 公正取引委員会事務局官房審議官(国際担当) 平成9年8月 在アメリカ合衆国大使館特命全権公使 平成12年2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使 平成13年4月 外務省儀典長 平成14年10月 宮内庁東宮侍従長 平成17年10月 駐タイ王国特命全権大使 平成20年10月 内閣府迎賓館館長 平成23年3月 内閣府退官 平成23年4月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役 現在に至る
	取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%)  所有する当社株式の数 2,500株	(重要な兼職の状況) ・株式会社電算社外取締役
<b>社外取締役候補者とした理由</b> 小林秀明氏は、長年にわたる外交官としての豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	かた やま つた お <b>片山 傳生</b> (昭和24年 4月24日生) 再任 社外 独立	昭和58年 4月 同志社大学工学部専任講師 昭和61年 4月 同大学工学部助教授 平成 3年 4月 同大学工学部教授 平成16年 4月 同大学副学長 平成20年 4月 同大学生命医科学部医工学科教授 現在に至る 平成27年 6月 当社取締役 現在に至る
	<b>取締役会への出席状況</b> 14回/14回(100.0%)  <b>所有する当社株式の数</b> 700株	(重要な兼職の状況) ・同志社大学生命医科学部医工学科教授
	<b>社外取締役候補者とした理由</b> 片山傳生氏は、大学教授としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。	
10	あさ つま けい <b>浅妻 敬</b> (昭和45年 9月 5日生) 再任 社外 独立	平成 9年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 現在に至る 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 現在に至る 平成17年 1月 同所パートナー 現在に至る 平成28年 6月 当社取締役 現在に至る
	<b>取締役会への出席状況</b> 14回/14回(100.0%)  <b>所有する当社株式の数</b> 0株	(重要な兼職の状況) ・弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
	<b>社外取締役候補者とした理由</b> 浅妻敬氏は、弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	<p>すずき ひろし 鈴 木 博 (昭和27年9月17日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社株式の数 200株</p>	<p>昭和50年4月 東京国税局入局 平成12年7月 税務大学校教授 平成14年7月 東京地方裁判所裁判所調査官 平成16年7月 東京国税局調査四部統括国税調査官 平成17年7月 佐久税務署長 平成18年7月 東京国税局課税一部国税訟務官室主任訟務官(国際班) 平成20年7月 東京国税局課税一部審理課長 平成21年7月 東京国税不服審判所部長審判官 平成23年7月 東京国税局総務部税務相談室長 平成24年7月 千葉東税務署長 平成25年8月 税理士登録 現在に至る 税理士事務所開設 現在に至る 平成29年6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・税理士</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>鈴木博氏は、国税庁・東京国税局における長年の専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
12	<p>おお つか いち お <b>大塚 一男</b> (昭和34年11月24日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>所有する当社株式の数 5,600株</p>	<p>昭和58年 4月 当社入社</p> <p>平成17年 6月 当社広島工場長</p> <p>平成18年 6月 Asia Packaging Industries (Vietnam) Co., Ltd.副社長</p> <p>平成19年 6月 当社生産本部生産技術部長</p> <p>平成21年 6月 当社生産本部品質保証部長</p> <p>平成23年 6月 当社海外事業本部海外事業部長</p> <p>平成24年 4月 Next Can Innovation Co., Ltd.取締役社長</p> <p>平成25年 4月 東洋製罐株式会社執行役員 Next Can Innovation Co., Ltd.経営担当</p> <p>平成26年 4月 当社執行役員 当社事業企画・CSR担当および 経営企画部長兼海外事業企画部長</p> <p>平成26年 6月 当社事業企画・CSR担当および経営企画部長</p> <p>平成27年 4月 当社常務執行役員 当社経営戦略担当およびIR担当 当社経営企画部長</p> <p>平成28年 4月 東洋製罐株式会社取締役専務執行役員 同社社長付</p> <p>平成28年 6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成30年 4月 当社特別顧問 現在に至る</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 大塚一男氏は、グループ会社の代表取締役社長として経営を担ってきたほか、長年にわたる生産技術部門・海外事業部門・経営企画部門などで培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>
13	<p>すみ だ ひろ ひこ <b>隅田博彦</b> (昭和31年 8月21日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>平成 3年 2月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成15年 1月 同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャー</p> <p>平成20年 4月 同社生活産業グループCIO</p> <p>平成23年 2月 東洋鋼鈑株式会社入社</p> <p>平成23年 4月 同社執行役員社長室担当兼社長室長</p> <p>平成24年 4月 同社執行役員経営企画担当兼事業開発部長</p> <p>平成24年 6月 同社取締役執行役員経営企画担当兼事業開発部長</p> <p>平成25年 4月 同社取締役執行役員経営企画担当</p> <p>平成26年 6月 同社代表取締役社長 現在に至る 当社執行役員 現在に至る</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 隅田博彦氏は、グループ会社の代表取締役社長として経営を担ってきた豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
14	おがさわら こうき <b>小笠原 宏喜</b> (昭和40年11月6日生) 新任 所有する当社株式の数 2,500株	昭和63年4月 当社入社 平成24年4月 当社管理本部総務部部長 平成25年4月 当社総務部長 現在に至る 平成29年4月 当社執行役員 現在に至る
	<b>取締役候補者とした理由</b> 小笠原宏喜氏は、長年にわたる総務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。	

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏、浅妻敬氏および鈴木博氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社の社外役員に就任してからの年数

(1) 荒井瑞夫氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年であります。

(2) 小林秀明氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。

(3) 片山傳生氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

(4) 浅妻敬氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

(5) 鈴木博氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

4. 社外役員との責任限定契約の概要

荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏、浅妻敬氏および鈴木博氏と当社との間では、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および浅妻敬氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、本議案において鈴木博氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、改めて同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5. **独立**は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

6. 当社は、荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および鈴木博氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案において荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および鈴木博氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

7. 浅妻敬氏は、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ておりません。

8. 隅田博彦氏は、平成30年6月26日付で、東洋鋼板株式会社の代表取締役社長を任期満了により退任し、引き続き、同社の取締役役に就任する予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役上杉俊隆氏は任期満了となり、監査役鈴木博氏は辞任いたします。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況等を鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査役を1名減員の4名体制とし、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
うえ すぎ とし たか 上 杉 俊 隆 (昭和32年12月5日生)  再任	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社監査室長 平成26年6月 当社常勤監査役 現在に至る
所有する当社株式の数 3,820株	(重要な兼職の状況) ・東罐興業株式会社監査役 ・日本クロージャー株式会社監査役 ・メビウスパッケージング株式会社監査役 ・日本トーカンパッケージ株式会社監査役

### 監査役候補者とした理由

上杉俊隆氏は、長年にわたる監査部門で培った経験と当社グループ会社の監査役としての豊富な知識・見識を有しており、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上杉俊隆氏は、平成30年6月18日付で、東罐マテリアル・テクノロジー株式会社の監査役に就任する予定であります。

### (ご参考) 当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役<sup>\*1</sup>および社外監査役<sup>\*2</sup>(以下、併せて「社外役員」といいます。)を独立役員として認定するための独立性に関する基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

#### 【独立性判断基準】

以下の a. から f. に掲げる者に該当しないこと。

- a. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社(以下、併せて「当社グループ」といいます。)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、または使用人に該当する者。
- b. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先<sup>\*3</sup>または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者<sup>\*4</sup>に該当する者。
- c. 現在または過去3年間に於いて、当社の大株主<sup>\*5</sup>(当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者。
- d. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)に該当する者。
- e. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者。
- f. 以下に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族に該当する者。
  - ① 現在または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役または重要な使用人<sup>\*6</sup>。
  - ② 上記 b.、c. および e. に掲げる者(使用人については、重要な使用人に限る)。
  - ③ 上記 d. に掲げる者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する会計専門家、法律専門家その他の専門的な資格を有する者に限る)。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、過去3年間のいずれかの事業年度における当社グループの売上高または仕入高が、各事業年度における当社グループまたは取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先 ②当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

※5 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。

## 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会決議及び同年6月25日開催の当社第102期定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を更新しましたが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成30年5月15日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること(以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。)といたしました。

つきましては、当社定款第12条の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1 提案の理由

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、①包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力、②多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、及び④健全な財務体質にあります。そして、当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### (a) 当社の経営思想及び事業

#### 【当社グループの経営思想】

当社グループは、1917年(大正6年)の創業以来100年にわたり、金属・プラスチック・紙・ガラス等、それぞれが持つ特性を活かし、人々のライフスタイルや社会の変化に応じて、さまざまな素材の容器を世の中に送り出してまいりました。当社グループは、平成28年4月に制定した東洋製罐グループの経営思想のもと、次の100年に向けて、素材の開発と加工の技術を軸に、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい仕組みを拡げ、さらなる発展と進化を目指しております。

#### 〔東洋製罐グループの経営思想〕

##### 経営理念

常に新しい価値を創造し、持続可能な社会の実現を希求して、人類の幸福に貢献します。

##### 信条

- 品格を重んじ、あらゆる事に日々公明正大に努めます。
- 一人ひとりの力を最大限に発揮し、自己の成長と共に社会の繁栄に努めます。

##### ビジョン

- 世界中の人に必要とされる斬新で革新的な技術と商品を提供するグループを目指します。

#### 【当社グループの事業内容】

昨今、包装容器は、単に内容物を保存する役割にとどまらず、内容物の品質維持、流通上の簡便性、使用上の利便性、内容物に応じた形状・装飾性、さらには環境への配慮などお客様の多様なニーズを満たすことが求められ

ます。当社は、これらのニーズを満たす製品を製造する技術力を備えたグループ会社を有することにより、総合容器メーカーとして、高付加価値製品の提供に努めております。

当社は、「包装容器関連事業」、「鋼板関連事業」、「機能材料関連事業」、「不動産関連事業」の4区分を報告セグメントとして定めております。

①包装容器関連事業

金属・プラスチック・紙・ガラスを主原料とする容器の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売及び包装容器関連機械設備の製造販売

②鋼板関連事業

鋼板及び鋼板の加工品の製造販売

③機能材料関連事業

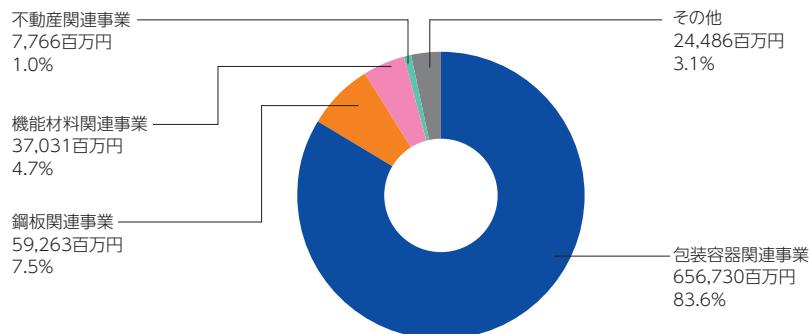
磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・糊薬・微量元素肥料・顔料・ゲルコートなどの機能材料の製造販売

④不動産関連事業

オフィスビル・商業施設などの賃貸

⑤その他

自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金・農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業



合計7,852億78百万円(平成30年3月31日時点)

## (b) 当社の企業価値の源泉について

当社グループが次の100年に向けて新たな発展と進化を続け、企業価値の向上を図り、株主共同の利益を確保するための企業価値の源泉は以下のとおりです。

### ① 包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力

当社の企業価値を確保する上で最も重要なものは、包装容器全般にかかる成形加工・対内容物適性の知見等を含めた総合的な技術力であり、この技術力の根幹にあるのは、個々の社員が有する経験とノウハウです。当社は、この技術力を維持・向上させるため、基礎研究を担う総合研究所と応用技術開発に注力する当社グループ会社各社の研究開発部門から成る強固な研究開発体制を有しております。

### ② 多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客さまの幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ

当社は、総合的な技術力を背景に当社グループ会社各社が包装容器産業に特化し、グループ会社の技術力及びノウハウを結集することで、幅広い製品展開力を構成し、他社との差別化を実現しております。

### ③ 取引先との強固かつ長期的な信頼関係

当社は、特定の企業グループに属することなく、多くの取引先やライセンサーとの間で、継続的取引やライセンス取引を行うことにより、企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社の企業価値を維持・向上するためには、これらの取引先等との信頼関係を維持することが必要不可欠です。

### ④ 健全な財務体質

包装容器全般に関する技術力や製品展開力、取引先等との信頼関係を維持・発展させるためには、強固な財務体質が不可欠です。

## (c) 中期経営計画について

当社グループは、2018年度を最終事業年度とした「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を「容器をコアとして周辺分野へ発展したグローバル企業」に成長するための「基盤固め」として位置づけ、事業構造改革をはじめとする諸施策の遂行に取り組んでまいりました。

しかしながら、包装容器事業の構造改革や組織再編を進めている中、当社グループを取り巻く経営環境が加速的に変化していること、東洋鋼板株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付けを決定し、新たな事業運営体制への移行を進めていることから、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を2017年度で中止することとし、新たに2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」（以下、「本中期経営計

画]といいます。)を策定いたしました。

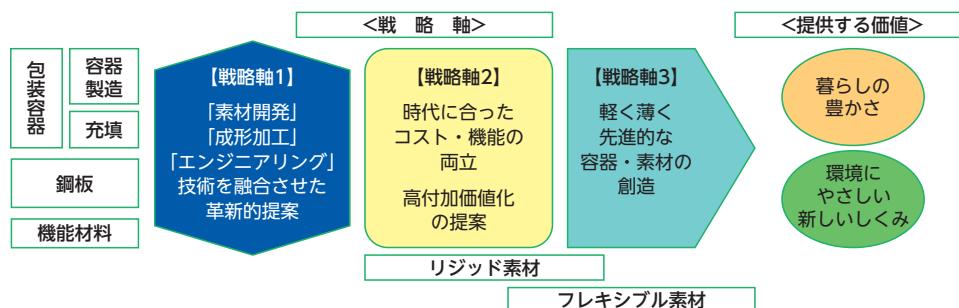
なお、東洋鋼鋳株式会社株式の公開買付けにつきましては、2018年5月11日に開始しております。

### 【「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」における基本戦略】

本中期経営計画において、2018年度を創業的出直しの年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策に関する基本方針を策定いたしました。

#### ①お客さま・社会へ常に新しい価値を提供いたします

東洋製罐グループが有する素材開発・成形加工・エンジニアリングの3つの技術を融合させ、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい新しいしくみを提案いたします。



#### ②永続的な成長を支えるための組織構造・企業風土改革を進めます

次の3つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 機動的な事業運営を実現させる組織再編
- 規模・機能・立地の適正化
- リーディングカンパニーに求められる社会的責任の実践

#### ③成長戦略投資と財務の健全性を両立させる財務・資本政策を進めます

次の2つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 適切な経営資源の配分による成長戦略投資の実践
- 環境変化に柔軟に対応した財務・資本政策の実践

**【数値目標】**

本中期経営計画では、最終年度である2020年度において、連結売上高8,200億円、営業利益500億円の達成等を数値目標として掲げております。

当社グループを取り巻く経営環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、本中期経営計画の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

**(d) コーポレート・ガバナンスの強化**

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、コーポレート・ガバナンス基本方針を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

**【持株会社体制】**

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略及び目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

**【社外役員の体制】**

当社は、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役11名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役及び社外監査役は、代表取締役との意見を行う社外役員会議を原則毎月実施し、経営の透明性や客観性を高めるために忌憚のない意見交換を行うとともに、国内外のグループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

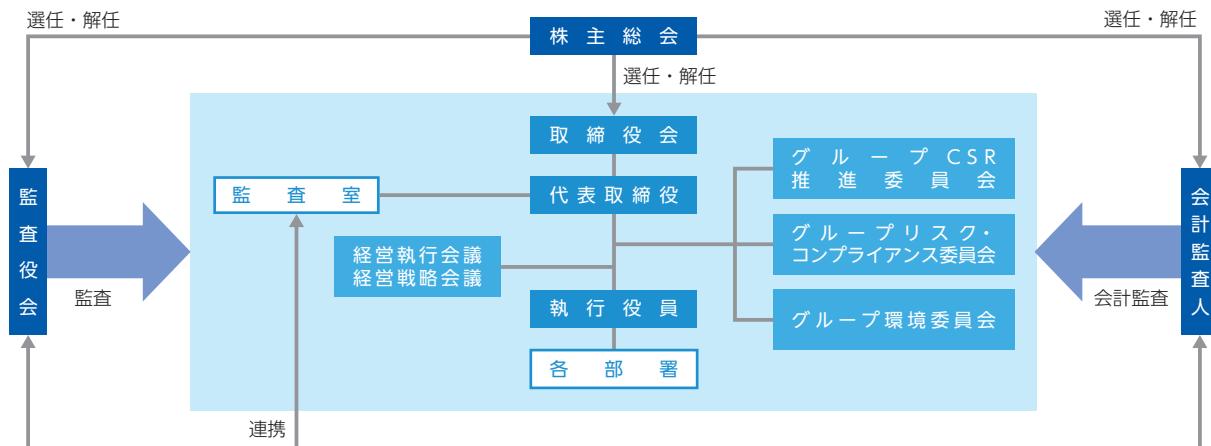
### 【業務執行の体制】

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針及び諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員及び常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」及び「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得及び継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

### 【内部統制システムを運用するための体制】

当社及びグループ各社は、内部統制システムを運用しております。当社では、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるため、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、社長直轄の内部監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。

### (当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制)



当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

### (3) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則(その概要については(注1)のとおりです。)に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。加えて、当社取締役会は、本プランに定めるところに従い、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとして

おります。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為(これらの提案(注2)を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

#### 記

①当社が発行者である株券等(注3)について、保有者(注4)の株券等保有割合(注5)が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等(注6)について、公開買付け(注7)を行う者の株券等所有割合(注8)及びその特別関係者(注9)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載するものとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会(特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等の概要については(注1)、本更新時の特別委員会の委員の略歴等については別紙「特別委員会委員略歴」に、それぞれ記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会又は特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

#### 記

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注11)とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)(注12)
  - ②買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
  - ③買付等の価額及びその算定根拠
  - ④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
  - ⑤買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
  - ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - ⑦買付等の後における当社の株主(買付者等を除きます。)、当社グループの従業員、取引先、顧客等の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
  - ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑨反社会的勢力との関係に関する情報
  - ⑩その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ①当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報(当社取締役会又は特別委員会が追加的に提供を要求した情報も含みます。)が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要時間を考慮して適宜回答期限(以下「取締役会検討期間」とい

す。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

## ②特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報(当社取締役会又は特別委員会が追加的に提供を要求した情報も含まれます。)を受領したと合理的に認めた場合、当該情報を受領した日から原則として90日間が経過するまでの間(取締役会検討期間を含み、以下「特別委員会検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるため、適宜、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします(但し、合計して30日間を上限とするものとします。)

## (e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由(以下「本発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策(注13)(以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。)を実施することを勧告します。なお、特別委員会は、買付等について本発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)に該当する場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれ

かの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により本発動事由が存しなくなった場合

他方、特別委員会は、買付等について、本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記の他、特別委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、ある買付等が発動事由その2に該当し、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)で株主の意思を確認することが実務的に可能であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

これに加え、上記(e)に従い、特別委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実及び理由を含みます。)、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

**(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件**

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- (ア) 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)を含む、株主に株式の売却を事実

上強要するおそれのある買付等その他当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する重大なおそれがあると認められる買付け等である場合

- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注14)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注15)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注16) (以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注17)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

### (5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

## 3 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限を取締役会に対して委任して頂いているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

### (a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手續」(e)に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

### (b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書面(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、そ

の保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## 4 本プランの合理性

### (1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

### (2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を全て充足しています。

### (3) 株主意思の重視

本プランは、本総会において、当社定款の規定に基づく当社取締役会に対する委任に関する株主の皆様のご承認を条件として更新されます。

また、当社取締役会は、基本的に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間

の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### **(4) 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得**

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、特別委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

#### **(5) 合理的な客観的要件の設定**

本プランは、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記2.(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### **(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと**

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

(注1) 特別委員会規則の概要は以下のとおりです。

- 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役又は(ii) 当社社外監査役のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、(i) 当社社外取締役又は(ii) 当社社外監査役に事故等があり、(i) 当社社外取締役及び(ii) 当社社外監査役のみでは、上記員数を満たすことができない場合には、(iii) 社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 特別委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 特別委員会は、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策(以下「本新株予約権の無償割当て等」という。)の実施又は不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途特別委員会に諮問し、又は別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項について決定を行うことができる。
- 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員の全員が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注2) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注12) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注13) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

(注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本議案において同じとします。

(注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

す。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注16)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(注17)具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

別紙

## 特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

荒井 瑞夫(あらい みつお)

### 【略 歴】

昭和20年生

昭和46年 8 月 大塚公認会計士事務所入所

昭和51年 3 月 公認会計士登録現在に至る

昭和51年 9 月 税理士登録現在に至る

昭和58年 7 月 大塚公認会計士事務所退所

昭和58年 8 月 荒井公認会計士事務所開設  
同所所長現在に至る

平成 2 年 4 月 國學院大學経済学部非常勤講師

平成18年 6 月 当社取締役現在に至る

平成27年 3 月 國學院大學経済学部非常勤講師退任

※荒井瑞夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

小西 龍作(こにし りゅうさく)

### 【略 歴】

昭和27年生

昭和61年 2 月 日本臓器製薬株式会社取締役

昭和63年 2 月 同社常務取締役

平成 4 年 6 月 同社専務取締役

平成 9 年 6 月 同社代表取締役専務取締役  
平成14年 1 月 同社代表取締役社長現在に至る  
平成16年 6 月 当社監査役現在に至る

※小西龍作氏は、現在、当社の社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

小林 秀明(こばやし ひであき)

【略 歴】

昭和20年生  
昭和43年 4 月 外務省入省  
平成 7 年 1 月 同省領事移住部審議官  
平成 7 年 4 月 公正取引委員会事務局官房審議官(国際担当)  
平成 9 年 8 月 在アメリカ合衆国大使館特命全権公使  
平成12年 2 月 国際連合日本政府代表部特命全権大使  
平成13年 4 月 外務省儀典長  
平成14年10月 宮内庁東宮侍従長  
平成17年10月 駐タイ王国特命全権大使  
平成20年10月 内閣府迎賓館館長  
平成23年 3 月 内閣府退官  
平成23年 4 月 当社顧問  
平成23年 6 月 当社取締役現在に至る

※小林秀明氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 <平成29年4月1日から平成30年3月31日まで>

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済や金融資本市場の動向などの影響が懸念されたものの、雇用・所得環境や企業収益が改善するなど、景気は緩やかな回復基調が継続しました。

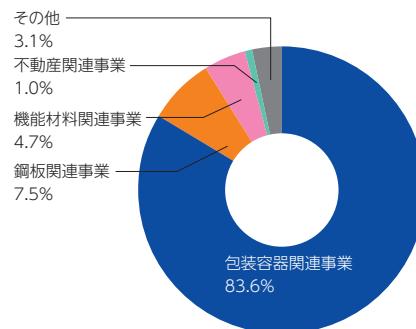
このような環境下におきまして、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。**売上高**は、飲料容器の販売が減少しましたが、包装容器関連機械設備および電気・電子部品向けの鋼板などの販売が増加したほか、為替相場の変動により海外子会社の売上高が円換算で増加し、7,852億78百万円(前期比0.7%増)となりました。利益面では、グループ全体のコスト削減効果がありましたが、原材料・エネルギー価格の上昇により、**営業利益**は318億70百万円(前期比12.1%減)、**経常利益**は292億44百万円(前期比19.0%減)となりました。**親会社株主に帰属する当期純利益**は、減損損失を計上したことなどにより、247億40百万円の損失(前期は121億83百万円の純利益)となりました。

なお、当連結会計年度より、引当金の計上基準について会計方針の変更を行っており、遡及修正後の数値で前期末比較を行っております。詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表(会計方針の変更に関する注記)」をご覧ください。

各セグメントの営業の概況は次のとおりであります。

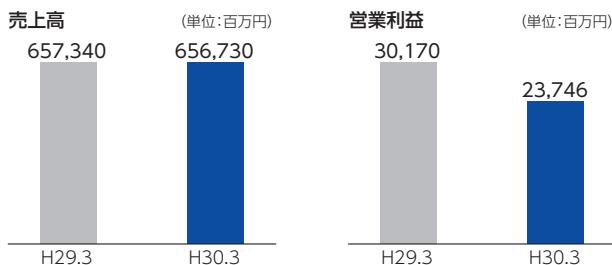
事業区分	売上高		
	当期(百万円)	前期(百万円)	前期比(%)
包装容器関連事業	656,730	657,340	99.9
鋼板関連事業	59,263	54,124	109.5
機能材料関連事業	37,031	35,887	103.2
不動産関連事業	7,766	7,429	104.5
その他	24,486	24,686	99.2
合計	785,278	779,469	100.7

### セグメント別売上高構成比



# 包装容器 関連事業

セグメント別売上高構成比 83.6%



売上高は6,567億30百万円(前期比0.1%減)となり、営業利益は237億46百万円(前期比21.3%減)となりました。

## 1 金属製品の製造販売



金属製品の売上高は前期を下回りました。

《国内》

チューハイ向けのアルコール飲料用空缶が増加しましたが、コーヒー向けの清涼飲料用空缶が低調に推移したほか、水産食品向けなどの食品・生活用品用空缶やビール向けのマキシキャップが減少し、売上高は前期を下回りました。

《海外》

ドイツにおいてビール向けのマキシキャップが増加したほか、タイにおいて円安が寄与したことにより、売上高は前期を上回りました。

## 2 プラスチック製品の製造販売



プラスチック製品の売上高は前期並となりました。

《国内》

お茶類向けの飲料用ペットボトルが低調に推移しましたが、たれ類向けなどのボトルや清涼飲料向けのキャップが好調に推移したほか、カレー向けなどのパウチが増加し、売上高は前期並となりました。

《海外》

平成28年9月にマレーシアにおけるフィルム事業から撤退したことによりプラスチックフィルムが減少し、売上高は前期を下回りました。

### 3 紙製品の製造販売



自動販売機向けの飲料コップなどの紙容器製品が好調に推移しましたが、菓子向けなどの段ボール製品が減少したほか、ビール類向けのマルチパックなどの紙器製品が低調に推移したことにより、売上高は前期並となりました。

### 4 ガラス製品の製造販売



清涼飲料向けのびん製品が低調に推移したことなどにより、売上高は前期を下回りました。

### 5 エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売



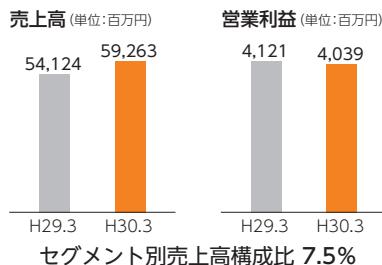
制汗消臭剤においてエアゾール製品から需要の移行があった一般充填品が増加し、売上高は前期を上回りました。

### 6 包装容器関連機械設備の製造販売



米国において東欧・中米向けの受注により製缶・製蓋機械の販売が回復したほか、国内において飲料充填設備の販売が増加し、売上高は前期を大幅に上回りました。

## 鋼板関連事業



売上高は592億63百万円(前期比9.5%増)となり、営業利益は40億39百万円(前期比2.0%減)となりました。

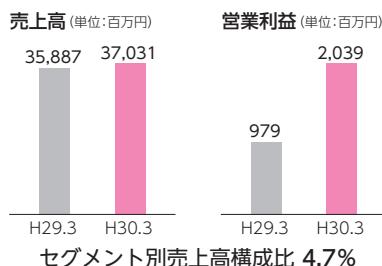
電気・電子部品向けでは、車載用二次電池向けの電池材が好調に推移したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。

自動車・産業機械部品向けでは、駆動系部品材が増加し、売上高は前期を大幅に上回りました。

建築・家電向けでは、バスルーム向け内装材が増加し、売上高は前期を上回りました。



## 機能材料関連事業



売上高は370億31百万円(前期比3.2%増)となり、営業利益は20億39百万円(前期比108.2%増)となりました。

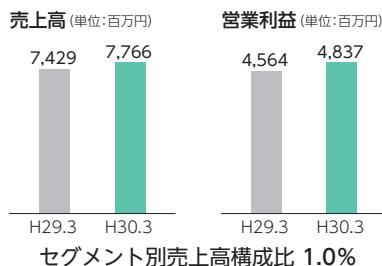
磁気ディスク用アルミ基板では、サーバー向けのハードディスク用途が増加したことなどにより、売上高は前期を上回りました。

光学用機能フィルムでは、フラットパネルディスプレイにおける市場の競争が激化したことなどにより、売上高は前期を下回りました。

その他、顔料やほうろう製品向けの釉薬などが増加しました。



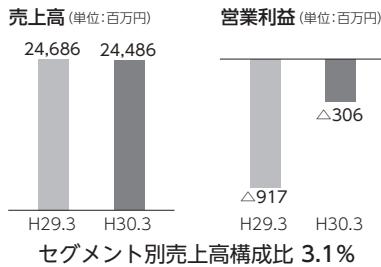
## 不動産関連事業



オフィスビルおよび商業施設等の賃貸につきましては、売上高は77億66百万円(前期比4.5%増)となり、営業利益は48億37百万円(前期比6.0%増)となりました。



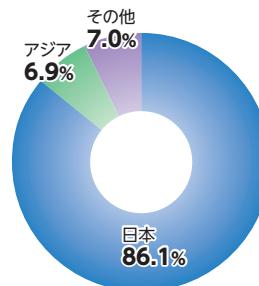
## その他



自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売および損害保険代理業などにつきましては、売上高は244億86百万円(前期比0.8%減)となり、営業損失は3億6百万円(前期は9億17百万円の営業損失)となりました。



## 所在地別セグメント別売上高構成比



所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本では、売上高は6,761億84百万円(前期比0.1%減)、営業利益は248億72百万円(前期比23.5%減)となりました。

アジア(タイ、中国、マレーシアなど)では、売上高は544億66百万円(前期比2.1%増)、営業利益は57億51百万円(前期比17.1%増)となりました。

その他(米国など)では、売上高は546億27百万円(前期比10.5%増)、営業利益は5億34百万円(前期は16億50百万円の営業損失)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の連結子会社数は72社(前期比1社増)、持分法適用関連会社数は4社(前期比1社増)となりました。当連結会計年度中における連結子会社および持分法適用関連会社の増加は、次のとおりであります。

### <1>連結子会社

- 増加(1社)  
メビウスパッケージング株式会社

### <2>持分法適用関連会社

- 増加(1社)  
PT FUJI TECHNICA INDONESIA

## 2 設備投資の状況

(1) 当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は510億69百万円で、その主なものは次のとおりであります。

[包装容器関連事業] 427億31百万円

- 東洋製罐株式会社  
飲料用空缶製造設備(石岡工場)  
食品・生活用品用空缶製造設備(滋賀工場)  
プラスチック製品製造設備(大阪工場)
- 日本ナショナル製罐株式会社  
工場建物増築等(本社工場)
- 東罐興業株式会社  
工場建物増築等(厚木工場)

[鋼板関連事業] 43億13百万円

[機能材料関連事業] 15億43百万円

[不動産関連事業] 6億52百万円

[その他] 7億77百万円

(2) 当連結会計年度中において完成した設備の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社  
飲料用空缶製造設備(石岡工場、茨木工場)  
食品・生活用品用空缶製造設備(滋賀工場)  
工場建物増築等(滋賀工場)
- 日本ナショナル製罐株式会社  
工場建物増築等(本社工場)

(3) 当連結会計年度末において継続中の設備の新設、拡充の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社  
プラスチック製品製造設備(大阪工場)
- 東罐興業株式会社  
工場建物増築等(厚木工場)

- 日本クロージャー株式会社  
工場建物増築等(小牧工場)
- 東洋エアゾール工業株式会社  
工場建物増築等(筑波工場)
- 日本トーカンパッケージ株式会社  
工場建物増築等(茨城工場)

#### [鋼板関連事業]

- 東洋鋼板株式会社  
電池極板用めっき焼鈍設備(下松事業所)

### 3 資金調達の状況

該当する記載事項はありません。

### 4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する記載事項はありません。

### 5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する記載事項はありません。

### 6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する記載事項はありません。

### 7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する記載事項はありません。

### 8 対処すべき課題

当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、2017年4月20日および2018年2月6日に、食品用空缶および飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

当社および東洋製罐株式会社は、これらの事実を厳粛に受け止めるとともに、引き続き公正取引委員会による検

査に全面的に協力してまいります。

今後のわが国経済の見通しとしましては、雇用・所得環境や企業収益の改善が続くなど、景気は緩やかな回復に向かうと期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。一方、当社グループを取り巻く事業環境は、包装容器の国内における市場規模拡大が見込まれないと予想される中、お得意先における飲料用ペットボトルの自社製造が拡大するなど、国内の包装容器製造会社の事業環境は厳しさを増しております。

このような事業環境下において、当社グループは、2018年度を最終事業年度とした「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を「容器をコアとして周辺分野へ発展したグローバル企業」に成長するための「基盤固め」として位置づけ、事業構造改革をはじめとする諸施策の遂行に取り組んでまいりました。

しかしながら、包装容器事業の構造改革や組織再編を進めている中、当社グループを取り巻く経営環境が加速度的に変化していること、東洋鋼鋳株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付けを決定し、新たな事業運営体制への移行を進めていることから、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を2017年度で中止することとし、新たに2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」(以下、「本中期経営計画」といいます。)を策定いたしました。

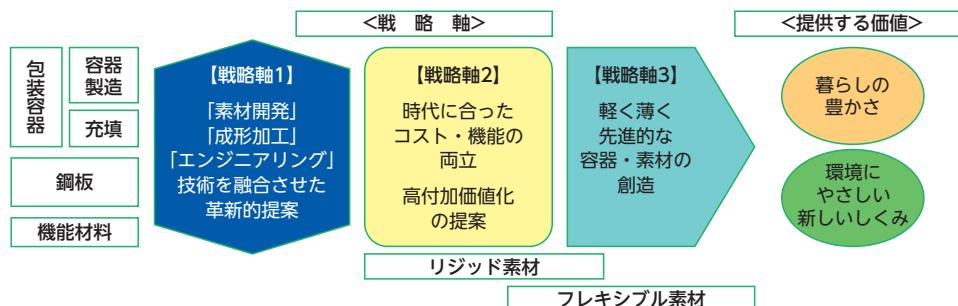
なお、東洋鋼鋳株式会社株式の公開買付けにつきましては、2018年5月11日に開始しております。

### 【「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」における基本戦略】

本中期経営計画において、2018年度を創業的出直しの年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策に関する基本方針を策定いたしました。

(1) お客さま・社会へ常に新しい価値を提供いたします

東洋製罐グループが有する素材開発・成形加工・エンジニアリングの3つの技術を融合させ、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい新しいしくみを提案いたします。



(2) 持続的な成長を支えるための組織構造・企業風土改革を進めます

次の3つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 機動的な事業運営を実現させる組織再編
- 規模・機能・立地の適正化
- リーディングカンパニーに求められる社会的責任の実践

(3) 成長戦略投資と財務の健全性を両立させる財務・資本政策を進めます

次の2つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 適切な経営資源の配分による成長戦略投資の実践
- 環境変化に柔軟に対応した財務・資本政策の実践

### 【数値目標】

本中期経営計画では、最終年度である2020年度において、連結売上高8,200億円、営業利益500億円の達成等を数値目標として掲げております。

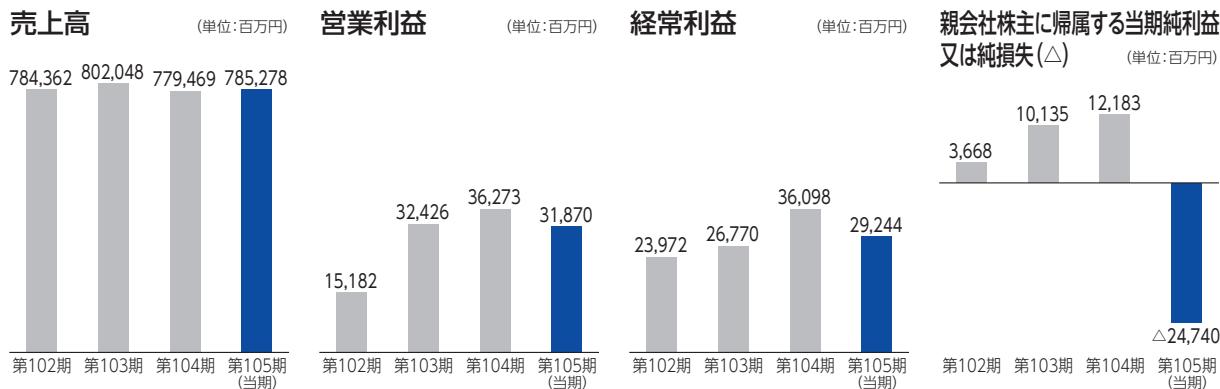
当社グループを取り巻く経営環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、本中期経営計画の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 9 財産および損益の状況

区 分	第102期 平成26年度	第103期 平成27年度	第104期 平成28年度	第105期 平成29年度 (当連結会計年度)
売上高	784,362百万円	802,048百万円	779,469百万円	785,278百万円
営業利益	15,182百万円	32,426百万円	36,273百万円	31,870百万円
経常利益	23,972百万円	26,770百万円	36,098百万円	29,244百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	3,668百万円	10,135百万円	12,183百万円	△24,740百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	18.08円	49.96円	60.06円	△121.96円
総資産	1,137,929百万円	1,150,697百万円	1,148,174百万円	1,121,168百万円
純資産	708,655百万円	702,204百万円	725,838百万円	720,207百万円
1株当たり純資産	3,153.80円	3,124.03円	3,234.69円	3,193.97円

(注) 当連結会計年度より、引当金の計上基準について会計方針の変更を行っており、平成26年度から平成28年度については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。



## 10 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当する記載事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東洋製罐株式会社	1,000百万円	100.0%	金属製品およびプラスチック製品などの製造販売
東洋鋼板株式会社	5,040	47.6	ぶりき、薄板および各種表面処理鋼板ならびに各種機能材料などの製造販売
東罐興業株式会社	1,531	100.0	紙容器製品およびプラスチック製品の製造販売
日本グローザー株式会社	500	100.0	各種キャップおよび王冠の製造販売
東洋ガラス株式会社	960	100.0	ガラス製品の製造販売
東洋エアゾール工業株式会社	315	100.0	エアゾール製品などの受託製造販売
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	310	100.0	塗薬・微量元素肥料・顔料・ゲルコートなどの製造販売
日本トーカンパッケージ株式会社	700	55.0 (55.0)	段ボール製品および紙器製品などの製造販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	1,800 百万円	99.9 [99.9]	飲料用空缶の製造販売
Crown Seal Public Co., Ltd.	528 百万円	47.6 [47.6]	各種キャップおよび王冠の製造販売
Stolle Machinery Company, LLC	—	100.0 [100.0]	製缶・製蓋機械の製造販売

- (注) 1. 議決権比率のうち、〔 〕内は、間接比率を示す内数であります。  
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	東洋製罐株式会社
特定完全子会社の住所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	219,424百万円
当社の総資産額	620,554百万円

## 11 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器関連事業	金属製品・プラスチック製品・紙製品・ガラス製品の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、包装容器関連機械設備の製造販売
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・微量元素肥料・顔料・ゲルコートなどの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

## 12 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

会社名	主要な拠点	
当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳(千歳市)、仙台(仙台市宮城野区)、石岡(石岡市)、久喜(久喜市)、埼玉(比企郡吉見町)、川崎(川崎市川崎区)、横浜(横浜市鶴見区)、静岡(牧之原市)、豊橋(豊橋市)、滋賀(東近江市)、茨木(茨木市)、大阪(泉佐野市)、広島(三原市)、基山(三養基郡基山町)
東洋鋼板株式会社	本社	東京都千代田区四番町2番地12
	工場	下松(下松市)
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城(猿島郡五霞町)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、小牧(小牧市)、大阪(摂津市)、福岡(宮若市)
日本クロージャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡(石岡市)、平塚(平塚市)、小牧(小牧市)、岡山(勝田郡勝央町)
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉(柏市)、滋賀(湖南市)
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波(龍ヶ崎市)、川越(川越市)、三重(伊賀市)
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	大阪(大阪市北区)、小牧(小牧市)、九州(中間市)
日本トールカンパニー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台(黒川郡大和町)、福島(いわき市)、茨城(猿島郡五霞町)、古河(古河市)、栃木(さくら市)、埼玉(草加市)、相模原(相模原市南区)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、愛知(安城市)、岐阜(瑞穂市)、滋賀(草津市)、京都(久世郡久御山町)、大阪(摂津市)、福岡(糟屋郡新宮町)
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	本社	タイ(パツタニ県)
	工場	タイ(パツタニ県)
Crown Seal Public Co., Ltd.	本社	タイ(パツタニ県)
	工場	タイ(パツタニ県)
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国(デラウェア州)
	工場	米国(コロラド州)

### 13 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

#### (1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
包装容器関連事業	14,856 [2,980] 名	減 122 [減 170] 名
鋼板関連事業	1,120 [ 83]	増 25 [増 4]
機能材料関連事業	1,184 [ 88]	増 6 [減 11]
不動産関連事業	7 [ 1]	増減なし [増減なし]
その他	867 [ 109]	増 32 [減 24]
全社 (共通)	385 [ 18]	減 12 [減 3]
合計	18,419 [3,279]	減 71 [減 204]

(注) 1. 従業員数は就業人員数(企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 全社 (共通) として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

#### (2) 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	292 [13] 名	減 14 [減 4] 名	41.7歳	16.2年
女 性	93 [ 5]	増 2 [増 1]	38.0	12.6
合 計	385 [18]	減 12 [減 3]	40.8	15.3

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 当社の従業員の全てはセグメント区分上「全社 (共通)」に含まれております。

#### 14 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	66,991百万円
三井住友信託銀行株式会社	33,132
株式会社みずほ銀行	14,564

#### 15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社は、平成30年2月7日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東洋鋼鈹株式会社を当社の完全子会社とすることを目的として、同社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、同年5月11日より、本公開買付けを開始しております。
- (2) 当社およびホクカンホールディングス株式会社は、平成28年4月25日付で、両社の経営統合に関する基本合意書を締結し、本経営統合に向けて協議および検討を進めてまいりました。しかしながら、公正取引委員会の企業結合審査が継続し、本経営統合実現の目処が立たない中、本基本合意書締結当時と経営環境が変化したことなどを踏まえ、平成30年3月30日開催の両社取締役会において、本基本合意書を両社合意の上で解約し、本経営統合に向けた協議および検討を中止することを決議いたしました。
- (3) 当社は、当社の連結子会社である東洋製罐株式会社、東罐興業株式会社および日本クロージャー株式会社の非飲料用途を中心としたプラスチックボトルおよびプラスチックキャップ事業を、平成30年4月1日付で、メビウスパッケージング株式会社 (平成29年10月2日設立) に吸収分割の方法により統合させました。
- (4) 当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、平成30年4月1日付で、同社が保有するペトリファインテクノロジー株式会社の株式のすべてを、日本環境設計株式会社へ譲渡いたしました。これにともない、当社は、ペトリファインテクノロジー株式会社を当社の連結の範囲から除外いたしました。

## II 会社の現況

### 1 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 217,775,067株  
 (3) 株主数 7,092名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,872千株	13.7%
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,479	7.6
公益財団法人東洋食品研究所	12,390	6.1
株式会社三井住友銀行	6,500	3.2
富国生命保険相互会社	5,600	2.8
三井住友信託銀行株式会社	4,200	2.1
株式会社群馬銀行	3,919	1.9
東洋インキSCホールディングス株式会社	3,798	1.9
三井住友海上火災保険株式会社	3,441	1.7

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式14,912,905株を保有しております。  
 2. 持株比率は、自己株式14,912,905株を控除して計算しております。

### 2 新株予約権等の状況

該当する記載事項はありません。

### 3 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中井隆夫	グループCSR推進委員長 グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長
代表取締役副社長	藤井厚雄	経営戦略・経営管理統轄および最高財務責任者
取締役	毎田知正	専務執行役員 開発機能統轄 東洋鋼鈹株式会社 取締役
取締役	五味稔康	専務執行役員 秘書・CSR・総務・法務・人事管掌およびグループリスク・コンプライアンス担当 東洋製罐株式会社 取締役
取締役	後分雅史	専務執行役員 経理・財務・情報システム管掌およびグループ情報管理担当 東洋製罐株式会社 取締役
取締役	副島正和	執行役員 経営戦略担当およびIR担当 東洋エアゾール工業株式会社 取締役
取締役	室橋和夫	執行役員 総務・人事担当 人事部長
取締役	荒井瑞夫	公認会計士(荒井公認会計士事務所 所長) オカモト株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役	小林秀明	株式会社電算 社外取締役
取締役	片山傳生	同志社大学生命医科学部医工学科 教授
取締役	浅妻敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所 パートナー)
常勤監査役	大川邦夫	東洋製罐株式会社 監査役 東洋鋼鈹株式会社 監査役 東洋エアゾール工業株式会社 監査役 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社 監査役 公益財団法人東洋食品研究所 監事

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	上杉俊隆	東罐興業株式会社 監査役 日本フロッジャー株式会社 監査役 東洋ガラス株式会社 監査役 日本トーカーパッケージ株式会社 監査役
監査役	小西龍作	日本臓器製菓株式会社 代表取締役社長
監査役	波光史成	公認会計士・税理士(税理士法人青山トラスト 代表社員) 昭和化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	鈴木博	税理士

- (注) 1. 取締役荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および浅妻敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小西龍作氏、波光史成氏および鈴木博氏は、社外監査役であります。
3. 取締役荒井瑞夫氏、小林秀明氏、片山傳生氏および監査役小西龍作氏、波光史成氏、鈴木博氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役浅妻敬氏は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ておりません。
5. 常勤監査役大川邦夫氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役波光史成氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役鈴木博氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職	退任年月日
取締役	五味稔康	東洋製罐株式会社 取締役	平成30年3月31日
取締役	副島正和	東洋エアゾール工業株式会社 取締役	平成30年3月31日
監査役	波光史成	株式会社ビーロット 社外監査役	平成30年3月28日

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	基本報酬		賞与		合計
	人数	支給額	人数	引当額	
取締役 (うち社外取締役)	11名 (4名)	264百万円 (30百万円)	11名 (4名)	32百万円 (4百万円)	297百万円 (34百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	66百万円 (21百万円)	5名 (3名)	10百万円 (3百万円)	77百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	17名 (8名)	331百万円 (52百万円)	16名 (7名)	43百万円 (7百万円)	374百万円 (59百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額430百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成29年6月27日開催の第104回定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の監査役の基本報酬の人数・支給額には、平成29年6月27日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名および当該監査役に対する支給額が含まれております。
4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第93回定時株主総会における「退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件」の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止にともなう精算支給の対象であった監査役が当事業年度中に退任したことにより、平成18年6月29日までの在任期間に対する役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 1百万円

### (3) 社外役員の状況

#### ①社外取締役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
荒井 瑞夫	オカモト株式会社 社外取締役(監査等委員)
小林 秀明	株式会社電算 社外取締役
浅妻 敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所 パートナー)

- (注) 1. 当社とオカモト株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。  
 2. 当社と株式会社電算との間に重要な取引等の特別な関係はありません。  
 3. 当社と長島・大野・常松法律事務所との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

#### ②社外監査役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
小西 龍作	日本臓器製薬株式会社 代表取締役社長
波光 史成	公認会計士・税理士(税理士法人青山トラスト 代表社員) 昭和化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 当社と日本臓器製薬株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。  
 2. 当社と税理士法人青山トラストとの間に重要な取引等の特別な関係はありません。  
 3. 当社と昭和化学工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

## ③当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなど、経営監視機能を十分に果たしております。

各社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問・意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど、監査機能を十分に果たしております。

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
荒井 瑞夫	社外取締役	14回中13回	—	主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
小林 秀明	社外取締役	14回中14回	—	主に外交官として長年培った国際経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
片山 傳生	社外取締役	14回中14回	—	主に大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
浅妻 敬	社外取締役	14回中14回	—	主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
小西 龍作	社外監査役	14回中12回	14回中13回	主に経験豊富な経営者の見地から、適宜発言を行っております。
波光 史成	社外監査役	14回中14回	14回中14回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
鈴木 博	社外監査役	11回中11回	10回中10回	主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 1. 監査役鈴木博氏は、平成29年6月27日開催の第104回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は11回、監査役会の回数は10回となります。

2. 上記のほか、社外役員は、代表取締役との意見交換を行う社外役員会議を原則毎月実施するとともに、グループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。

## ④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は社外取締役、社外監査役ともに10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人双研社

### (2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	52百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	212百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を精査した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.、Crown Seal Public Co., Ltd.およびStolle Machinery Company, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会を設置して、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスの取り組みを統

括する。

(b) 当社およびグループ各社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等（以下、総称して「役員および従業員等」という。）の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための行動規範として企業行動規準を策定するとともに、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。

(c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規定を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。

②当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規定に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規定に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。

(b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規定を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。

③当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。

(b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。

(b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催する

ほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。

(c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規定、決裁規定および職務権限規定等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。

⑤その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。

(b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。

(c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。

(b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。

⑦当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。

(b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とし

た内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。

(d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。

(b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備

(a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。

(b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。

また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しており、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、当社の内部監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。また、内部監査の結果については、監査室より取締役会、経営会議および監査役会を通じて当社役員に対して報告されております。

### ②リスク管理

当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動

を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを行っております。

### ③コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。

当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めております。また、コンプライアンス相談窓口に寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告されております。

また、当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、平成29年4月20日および平成30年2月6日に、食品用空缶および飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

当社グループは、これらの事実を厳粛に受け止めるとともに、更なるコンプライアンスの強化に向けて、「独占禁止法等遵守規程」を見直し、またグループ各社の役員および従業員を対象とした独占禁止法の遵守に関する研修会を複数回にわたり実施することにより、その周知徹底を図りました。さらに、当社グループが遵守・実践すべき枠組みを示す「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」(注)を新たに制定する中で、競合他社との公正な競争関係の在り方について規範を定めるなど、コンプライアンス体制の見直しを図っております。

### ④グループ会社の経営管理

グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、各グループ会社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。

当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。

### ⑤ 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会を14回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。

社外監査役を含む監査役は、定期的に、当社の代表取締役、主要なグループ会社の代表取締役・監査役および会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。

(注)当社グループは、平成30年4月1日に「グループ企業行動憲章」および「グループ企業行動規準」を制定いたしました。

## 6 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、2018年度を最終事業年度とした「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を「容器をコアとして周辺分野へ発展したグローバル企業」に成長するための「基盤固め」として位置づけ、事業構造改革をはじめとする諸施策の遂行に取り組んでまいりました。

しかしながら、包装容器事業の構造改革や組織再編を進めている中、当社グループを取り巻く経営環境が加

速度的に変化していること、東洋鋼板株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付けを決定し、新たな事業運営体制への移行を進めていることから、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を2017年度で中止することとし、新たに2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」を策定いたしました。

「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」において、2018年度を創業の出直しの年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策を進め、持続的な成長を目指してまいります。

#### (コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

##### ①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

##### ②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役11名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役および社外監査役は、代表取締役との意見交換を行う社外役員会議を原則毎月実施し、経営の透明性や客観性を高めるために忌憚のない意見交換を行うとともに、国内外のグループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

##### ③業務執行の体制

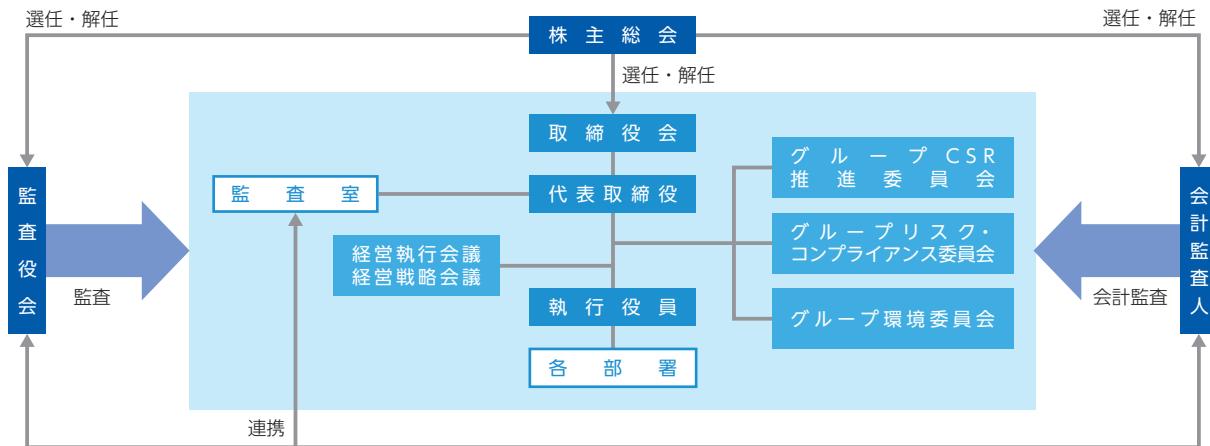
当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅

速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員および常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得および継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しております。当社では、法令を遵守した企業活動の徹底を図り経営の効率性を高めるため、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、社長直轄の内部監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。

(当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制)



当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成27年5月15日開催の取締役会決議及び平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会決議

に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

## (ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。なお、本プランの有効期間は、平成27年6月25日開催の第102回定時株主総会終結後3年

以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される特別委員会により行われること、特別委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 <平成30年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>541,506</b>
現金及び預金	153,937
受取手形及び売掛金	203,781
電子記録債権	34,623
商品及び製品	72,185
仕掛品	19,637
原材料及び貯蔵品	31,132
繰延税金資産	9,966
その他	18,951
貸倒引当金	△2,709
<b>固定資産</b>	<b>579,662</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>326,008</b>
建物及び構築物	109,909
機械装置及び運搬具	102,845
土地	79,131
リース資産	2,132
建設仮勘定	19,640
その他	12,349
<b>無形固定資産</b>	<b>38,651</b>
のれん	2,046
その他	36,605
<b>投資その他の資産</b>	<b>215,001</b>
投資有価証券	188,066
関係会社出資金	5,778
長期貸付金	2,437
退職給付に係る資産	11,795
繰延税金資産	2,489
その他	5,536
貸倒引当金	△1,101
<b>資産合計</b>	<b>1,121,168</b>

科 目	金 額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>215,661</b>
支払手形及び買掛金	87,218
短期借入金	52,062
リース債務	564
未払法人税等	4,064
役員賞与引当金	467
事業構造改革引当金	2,627
災害損失引当金	41
汚染負荷量賦課金引当金	118
その他	68,496
<b>固定負債</b>	<b>185,299</b>
社債	5,000
長期借入金	82,177
リース債務	1,876
繰延税金負債	25,908
特別修繕引当金	5,664
PCB対策引当金	501
アスベスト対策引当金	155
土壌改良費用引当金	347
汚染負荷量賦課金引当金	2,518
役員退職慰労引当金	806
退職給付に係る負債	52,847
資産除去債務	1,130
その他	6,365
<b>負債合計</b>	<b>400,961</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>547,904</b>
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
利益剰余金	560,228
自己株式	△24,779
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>100,031</b>
その他有価証券評価差額金	84,924
繰延ヘッジ損益	17
為替換算調整勘定	16,377
退職給付に係る調整累計額	△1,287
<b>非支配株主持分</b>	<b>72,271</b>
<b>純資産合計</b>	<b>720,207</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,121,168</b>

連結損益計算書 <平成29年4月1日から平成30年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		785,278
売上原価		663,821
売上総利益		121,457
販売費及び一般管理費		89,586
営業利益		31,870
営業外収益		
受取利息	437	
受取配当金	2,656	
受取賃貸料	989	
持分法による投資利益	2,103	
その他	5,194	11,382
営業外費用		
支払利息	1,632	
固定資産賃貸費用	714	
為替差損	911	
支払弁償金	1,743	
その他	9,005	14,008
経常利益		29,244
特別利益		
移転補償金	289	289
特別損失		
減損損失	47,227	
事業構造改革費用	1,736	
事業構造改革引当金繰入額	1,777	
土壤改良費用引当金繰入額	347	
災害による損失	229	
災害損失引当金繰入額	41	51,360
税金等調整前当期純損失		21,826
法人税、住民税及び事業税	7,485	
法人税等調整額	△6,686	799
当期純損失		22,625
非支配株主に帰属する当期純利益		2,114
親会社株主に帰属する当期純損失		24,740

## 連結株主資本等変動計算書 <平成29年4月1日から平成30年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	1,361	590,338	△24,778	578,016
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,991		△1,991
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,094	1,361	588,347	△24,778	576,024
当期変動額					
剰余金の配当			△3,854		△3,854
親会社株主に帰属する 当期純損失			△24,740		△24,740
自己株式の取得				△1	△1
持分法の適用範囲の変動			476		476
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△28,118	△1	△28,120
当期末残高	11,094	1,361	560,228	△24,779	547,904

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	71,619	△217	13,928	△5,156	80,173	69,639	727,829
会計方針の変更による 累積的影響額							△1,991
会計方針の変更を反映した 当期首残高	71,619	△217	13,928	△5,156	80,173	69,639	725,838
当期変動額							
剰余金の配当							△3,854
親会社株主に帰属する 当期純損失							△24,740
自己株式の取得							△1
持分法の適用範囲の変動							476
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	13,304	234	2,449	3,869	19,857	2,631	22,489
当期変動額合計	13,304	234	2,449	3,869	19,857	2,631	△5,630
当期末残高	84,924	17	16,377	△1,287	100,031	72,271	720,207

# 計算書類

## 貸借対照表 <平成30年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>119,490</b>	<b>流動負債</b>	<b>88,193</b>
現金及び預金	94,529	短期借入金	36,649
繰延税金資産	391	リース債務	83
短期貸付金	21,242	未払金	2,757
未収金	5,080	未払費用	1,651
その他	601	未払法人税等	56
貸倒引当金	△2,354	預り金	46,951
		役員賞与引当金	43
<b>固定資産</b>	<b>501,063</b>	<b>固定負債</b>	<b>97,062</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>27,162</b>	長期借入金	75,271
建物	22,222	リース債務	183
構築物	374	繰延税金負債	16,462
機械及び装置	252	退職給付引当金	44
車両及び運搬具	12	アスベスト対策引当金	155
工具器具及び備品	769	資産除去債務	582
土地	3,281	その他	4,363
リース資産	248	<b>負債合計</b>	<b>185,256</b>
建設仮勘定	0		
<b>無形固定資産</b>	<b>872</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	29	<b>株主資本</b>	<b>354,192</b>
その他	842	<b>資本金</b>	<b>11,094</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>473,028</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,361</b>
投資有価証券	161,158	資本準備金	1,361
関係会社株式	231,548	<b>利益剰余金</b>	<b>367,414</b>
関係会社長期貸付金	81,279	利益準備金	2,773
その他	320	その他利益剰余金	364,640
貸倒引当金	△1,278	固定資産圧縮積立金	69
<b>資産合計</b>	<b>620,554</b>	別途積立金	342,441
		繰越利益剰余金	22,130
		<b>自己株式</b>	<b>△25,677</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>81,104</b>
		その他有価証券評価差額金	81,079
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>25</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>435,297</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>620,554</b>

## 損益計算書 <平成29年4月1日から平成30年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
関係会社経営管理料	3,022	
関係会社業務受託収入	4,349	
関係会社受取配当金	6,585	
不動産賃貸収入	6,385	20,343
<b>営業費用</b>		
不動産賃貸費用	2,944	
一般管理費	10,105	13,050
<b>営業利益</b>		7,293
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	4,565	
その他	927	5,493
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,123	
為替差損	1,071	
関係会社貸倒引当金繰入額	826	
その他	896	3,917
<b>経常利益</b>		8,868
<b>特別損失</b>		
関係会社債権放棄損	1,788	
関係会社株式評価損	19,300	21,088
<b>税引前当期純損失</b>		12,220
法人税、住民税及び事業税	63	
法人税等調整額	42	105
<b>当期純損失</b>		12,325

## 株主資本等変動計算書 &lt;平成29年4月1日から平成30年3月31日まで&gt;

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,094	1,361	2,773	71	342,441	38,308	383,594
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△1		1	－
剰余金の配当						△3,854	△3,854
当期純損失						△12,325	△12,325
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	－	－	－	△1	－	△16,178	△16,179
当期末残高	11,094	1,361	2,773	69	342,441	22,130	367,414

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	△25,675	370,374	68,622	△95	68,527	438,901
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩			－			－
剰余金の配当		△3,854				△3,854
当期純損失		△12,325				△12,325
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			12,456	121	12,577	12,577
当期変動額合計	△1	△16,181	12,456	121	12,577	△3,603
当期末残高	△25,677	354,192	81,079	25	81,104	435,297

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

東洋製罐グループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人 双研社

代表社員 公認会計士 吉澤 秀雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 淡路 洋平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋製罐グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は汚染負荷量賦課金の将来の納付見込額を、汚染負荷量賦課金引当金として計上する方法に変更した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年2月7日開催の取締役会において、連結子会社である東洋鋼板株式会社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成30年5月11日から同年6月21日までを買い付け期間として公開買付けを開始している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月15日開催の取締役会において、自己株式の取得および自己株式の消却を行うことについて決議している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

東洋製罐グループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人 双研社

代表社員 公認会計士 吉澤 秀雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 淡路 洋平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年2月7日開催の取締役会において、連結子会社である東洋鋼鈹株式会社の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成30年5月11日から同年6月21日までを買い付け期間として公開買付けを開始している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月15日開催の取締役会において、自己株式の取得および自己株式の消却を行うことについて決議している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書(謄本)

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人双研社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人双研社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

東洋製罐グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	大	川	邦	夫	㊟
常勤監査役	上	杉	俊	隆	㊟
社外監査役	小	西	龍	作	㊟
社外監査役	波	光	史	成	㊟
社外監査役	鈴	木		博	㊟

以上

以上



# メモ

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

# メモ

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

### 大崎フォレストビルディング 2階会議室

東京都品川区東五反田二丁目18番1号  
電話 03-4514-2000

## 交通

### 五反田駅 徒歩8分

- JR山手線 中央改札口東口
- 都営浅草線 A3出口
- 東急池上線 改札口

### 大崎駅 北改札東口 徒歩6分

- JR山手線
- JR湘南新宿ライン
- JR埼京線
- 東京臨海高速鉄道りんかい線



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。